

中期目標・中期計画一覧表

(法人番号 01) (大学名) 北海道大学

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>北海道大学は、1876年に開学した札幌農学校に遡る長い歴史の中で培われてきた「フロンティア精神」、「国際性の涵養」、「全人教育」そして「実学の重視」の四つを基本理念として掲げている。これを承けて、本学は、第二期中期目標・中期計画期間において、教育研究の世界的拠点大学としての役割を着実に果たすために、(1)世界水準の人材育成システムの確立、(2)世界に開かれた大学の実現、(3)世界水準の知の創造と活用、(4)大学経営の基盤強化を目指し、あらゆる活動を「世界の中の北海道大学」という観点から推進する。</p> <p>(1) 教育の基本的目標：豊かな人間性と高い知性を兼ね備え、広い教養を身につけた人間の育成を目的とする「全人教育」と、多様な世界にその精神を開く「国際性の涵養」という理念を具現化するために、国際的通用性をもった教育課程を整備する。大学院課程においては高度な専門性と高い倫理観をもって社会に貢献しうる指導的・中核的な人材の育成を目指し、学士課程においては地球市民としての資質を涵養する教養教育を一層充実させる。</p> <p>(2) 研究の基本的目標：現実世界と一体となった普遍的な学問を創造し、研究成果の社会還元に努める「実学の重視」と、すべての構成員がそれぞれの時代の課題を引き受け、敢然として新たな道を切り拓く「フロンティア精神」という理念のもと、学問の自由を尊重し、構成員の自主的な研究活動を保障しつつ、世界水準の研究を重点的に推進し、人類と社会の持続的な発展に貢献する知の創造と活用を目指す。</p> <p>(3) 社会貢献の基本的目標：北海道に位置する基幹総合大</p>	

<p>学として、世界水準の先端的・融合的研究と教育に基づいた産学連携を積極的に推進し、地域社会と産業界を世界に繋ぐ役割を果たす。</p> <p>(4) 大学運営の基本的目標：大学の自治を堅持し、国民から負託された教育・研究・社会貢献の使命を全うするために、内外の諸課題に迅速かつ的確に対処しうる体制を構築し、自律的なトップマネジメントを推進する。</p>	
<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間とする。</p> <p>2 教育研究組織 この中期目標を達成するため、別表1に記載する学部、研究科等及び別表2に記載する共同利用・共同研究拠点、教育関係共同利用拠点を置く。</p>	
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標</p> <p>① 北大方式の全学教育実施体制の下で、人材養成の目的に即した体系的な学士課程を構築する。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 新たな全学教育を創出するため、必修科目の授業内容を標準化する。また、少人数・双方向型授業を充実させるとともに、授業方法の改善や新科目の開発を行う。</p> <p>①-2 学部の人材養成目的に沿った順次性のある体系的な教育プログラムを編成する。</p> <p>①-3 教育効果を検証しつつ、単位制度の実質化を推進する。</p> <p>①-4 GPA等に基づく厳格な卒業認定基準を導入する。</p>
<p>② 国際的通用性を持つ柔軟な大学院課程を構築する。</p>	<p>②-1 大学院教育の実質化及び複線化を推進する。</p> <p>②-2 留学生及び社会人のための柔軟な教育プログラムを実施する。</p> <p>②-3 大学院共通授業科目の再編・整備を行うとともに、研究科等を横断する新たな基礎的・融合的科目群を設定する。</p>
<p>③ アドミッション・ポリシーに沿った入試制度改革を行う。</p>	<p>③-1 大学のアドミッション・ポリシーに基づき、学部の枠を超えた大括り入試を導入する。</p> <p>③-2 研究科等のアドミッション・ポリシーに基づき、大学院課程の入学選抜方法</p>

	<p>・入学制度の見直しを行う。</p>
<p>(2) 教育の実施体制等に関する目標 ① 教育課程の多様化と高度化を進めるため、組織整備を行う。</p>	<p>(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 ①-1 「全学教育機構（仮称）」を設置し、部局横断的な教育体制を充実させる。 ①-2 獣医学における学士課程教育を充実させるため、帯広畜産大学との共同教育課程を実施する。 ①-2-2 獣医学教育を改善・充実させるため、帯広畜産大学、山口大学、鹿児島大学との連携教育体制を構築し、欧米水準の獣医学教育実現に向けた取組を行う。 ①-3 北海道地区の大学等との連携を強化し、教育課程を充実させる。 ①-3-2 北海道地区の国立大学と連携し、教養教育を充実させる。 ①-4 国際化に対応した新たな学士課程教育を構築する。 ①-5 高度な専門性と幅広い知識を有する人材を育成するため、大学院課程を再編する。 ①-5-2 スタンフォード大学等海外から誘致した世界トップレベルの教育研究ユニットとの先端的な国際連携研究・教育により生み出される実績を踏まえ、第3期中期目標期間前半を目途に設置する新たな大学院構想を構築する。 ①-5-3 食資源分野において国際的に活躍できる人材を育成するための教育組織再編成に向けた調査を行う。 ①-6 学術的・社会的なニーズ等を踏まえ、教育組織の入学定員の見直しを行う。特に、歯学部歯学科の入学定員の適正化に積極的に取り組む。</p>
<p>② 教員の倫理意識と教育能力を高める。</p>	<p>②-1 教育活動全般に関する基本姿勢を明示した教育倫理綱領を個々の教員に浸透させる。 ②-2 北大型次世代FDプログラムを開発し、実施する。</p>
<p>(3) 学生への支援に関する目標 ① 総合的な学生支援を充実させる。</p>	<p>(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置 ①-1 キャリア支援、学生相談及びメンタルヘルスケアを含む総合的な学生支援体制を構築する。 ①-2 学生支援担当教職員及び学生向けの研修システムを整備する。 ①-3 奨学金、奨励金及び表彰制度など多様な方法により、学生に対する支援を拡充する。</p>
<p>2 研究に関する目標 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標 ① 基幹総合大学として幅広い領域で世界水準の研究を展開する。</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 ①-1 基礎領域における研究を持続的に推進するとともに、本学の研究の特色をなす情報、生命、環境、エネルギー分野の研究、実証型・フィールド型の研究や先端</p>

	<p>融合領域の研究を重点的に支援する。</p> <p>①-2 他大学及び諸研究機関と効果的な連携研究を推進する。</p> <p>①-3 研究成果を、国際的に評価の高い学術誌や著書、国際学会・シンポジウム等において積極的に発表する。</p>
<p>② 世界水準の優れた研究者育成のための諸方策を次世代にわたる長期的な視点で継続的に実施する。</p>	<p>②-1 若手教員を対象とするテニュアトラック等の育成プログラムを発展させる。</p> <p>②-2 若手研究者の萌芽的研究への支援を継続的に進める。</p> <p>②-3 「人材育成本部」等を活用し、博士課程学生や博士研究員等若手研究者に対し、多様なキャリアパスを開くための能力開発プログラムを継続的に実施する。</p>
<p>(2) 研究実施体制等に関する目標</p> <p>① 世界水準の研究を機動的に推進するため、基盤整備を継続的に実施する。</p>	<p>(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 「創成研究機構」において、本学の研究戦略に基づき、附置研究所、共同利用・共同研究施設、学内共同利用研究施設間の連携を進め、共同研究プロジェクトを機動的に推進する。</p> <p>①-1-2 スタンフォード大学等海外から世界トップレベルの教育研究ユニットを誘致し、総長直轄の教員組織として「国際連携研究教育局」を編成することにより、量子医理工学や人獣共通感染症学等の本学の強み・特色を活かした国際連携研究・教育を推進する。</p> <p>①-2 大型研究プロジェクトの立ち上げ段階から事業終了まで、継続的な支援を行う。</p> <p>①-3 重点研究領域の推進に必要な大型設備を整備し、共同利用体制を強化する。</p>
<p>② 大学の知を産業に活かすため、産学官連携を積極的に推進する。</p>	<p>②-1 「創成研究機構」及び「産学連携本部」を中心に、産学官共同研究を円滑に進める。</p> <p>②-2 「産学連携本部」を中心に、学内の知的財産を活用する。</p> <p>②-3 道内の大学等が所有する知的財産の技術移転支援を推進する。</p> <p>②-4 国内外の企業や研究機関との連携を強化する。</p> <p>②-5 リサーチ&ビジネスパーク構想を推進する。</p>
<p>3 その他の目標</p> <p>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標</p> <p>① 大学の教育研究成果を社会に対して積極的に還元するとともに、施設及び設備を開放する。</p>	<p>3 その他の目標を達成するための措置</p> <p>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 公開講座、高大連携授業等を一層充実させ、新たな教育プログラムを開発する。</p> <p>①-2 教育プログラムに関する情報提供窓口を一元化し、大学と社会を結びエゾン機能を強化する。</p> <p>①-3 教育研究成果を、多様な方法で社会に向けて積極的に発信する。</p> <p>①-4 先端設備を地域産業界等に積極的に開放する。</p>

<p>(2) 国際化に関する目標</p> <p>① 教育の国際的通用性を向上させ、学生の国際的流動性を高める。</p>	<p>(2) 国際化に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 国際的に通用する単位互換制度を構築する。 ①-2 学士課程及び大学院課程において、英語等の外国語による授業を増加させる。 ①-3 外国人教員を増員するための環境整備を行う。 ①-4 外国の大学及び大学コンソーシアムとの間で共同教育プログラムを開発する。 ①-5 学生を外国の大学等に派遣するための支援体制を充実させ、短期・長期の派遣を増加させる。</p>
<p>② 多様な形態で留学生を受入れ、留学生数を、学生総数の10%を目標に増加させる。</p>	<p>②-1 優秀な留学生の入学を促進するため、入学者選抜方法・教育プログラム等を改善する。 ②-1-2 北海道地区の国立大学と連携し、入学前の留学生を対象とした準備教育に取り組む。 ②-2 留学生を対象とする修学・生活支援を強化する。 ②-3 サマープログラム等を活用し、短期留学生の受入を促進する。 ②-4 留学生（卒業生を含む。）のためのキャリア・サポート体制を充実させ、海外での卒業生のネットワーク作りを進める。</p>
<p>③ 本学で創造された知の活用を通じて国際社会の持続的発展に貢献する。</p>	<p>③-1 「国際戦略本部（仮称）」を中心に、組織的な国際連携を推進する。 ③-2 国際的な教育・研究ネットワークを充実させ、国内外の大学・研究機関等との連携を強化する。 ③-3 「北京オフィス」を積極的に活用するとともに、他の地域においても海外拠点を設置する。</p>
<p>(3) 附属病院に関する目標</p> <p>① 世界最高水準の医療を実現するため、先端的研究や技術を臨床の場に導入する。</p>	<p>(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 臨床試験や橋渡し研究を積極的に実施し、高度先進医療を推進する。 ①-2 「腫瘍センター」のキャンサーボードを中心に、各診療科の連携を密にした集学的治療を推進する。</p>
<p>② 優れた医療人を育成するため、臨床教育を充実させる。</p>	<p>②-1 医師・歯科医師の資質向上のため、最新の研究成果や医療情報の提供、技術指導、共同研究を推進する。 ②-2 地域の中核病院及び他の大学病院と連携し、若手医師を対象とする循環型医療人養成システムを構築する。 ②-3 質の高いチーム医療及び患者・家族本位の医療を実現するため、医療人教育を充実させる。</p>
<p>③ 効率的な地域医療支援体制を構築する。</p>	<p>③-1 地域病院との連携を強化し、前方支援及び後方支援を充実させる。</p>

	③-2 優秀な専門医・指導医の地域病院への出向制度を導入し、地域病院に対する継続的・安定的な支援を行う。
④ 全学的な支援の下で、病院の経営基盤を強化する。	④-1 病院長及び病院執行会議を中心として、人的資源を効率的に配置し、診療体制を整備する。 ④-2 各診療部門等の診療業務評価システムを充実させる。
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 組織運営の改善に関する目標 ① トップマネジメントの強化と効率化のため、運営体制を再構築する。	II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置 ①-1 大学運営に係る事項の企画・立案等を主たる任務とする「総長室」を再編し、「企画・経営室」、「教育改革室」、「研究戦略室」及び「施設・環境計画室」の4室体制とする。 ①-2 大学運営に係る事項を実施する組織を再編し、全学に係る教育及び部局横断的な研究推進に関する事項の統括・実施を主たる任務とする「機構」と特定事項の企画・立案及任務び実施を主たるとする「本部」に整備する。 ①-3 教員と事務系職員の協働体制の下に、運営組織と事務組織の連携を強化する。 ①-4 上記①-1から①-3までに掲げる運営体制について、平成25年度に点検評価を実施し、その評価結果を踏まえて見直しを行う。 ①-5 多様な人材を確保するため、人事・給与システムの弾力化に取り組む。特に、適切な業績評価体制を整備し、年俸制を導入・促進する。
② 質の高い教育研究及び大学運営に資するため、教職員の能力開発を推進する。	②-1 教職員の業績評価システムの検証を行い、必要に応じて見直しを行う。 ②-2 事務職員に対するSDを充実させる。 ②-3 顕著な業績を上げた教職員を対象とする顕彰制度を新設する。
③ 教育研究の高度化及び活性化を推進するため、教育研究支援機能を強化する。	③-1 全学的視点から、教育研究に対する技術支援システムを強化する。
④ 教育研究活動のさらなる活性化及び業務運営の円滑化のため、機動的、戦略的、効果的な財務運営システムを構築する。	④-1 既存の学内資源配分制度を総点検し、総長のリーダーシップの下で、全学的視点から学内資源の再配分をより戦略的・重点的に行う。 ④-2 各種事業について、費用対効果を向上させるため、次年度以降の予算編成等に資するPDCAサイクルを確立する。
⑤ 男女共同参画社会基本法並びに雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の趣旨に則り、男女共同参画を推進する。	⑤-1 「ポイント制教員人件費管理システム」を活用した女性教員の新規採用に対する人件費ポイント付与制度を強化する。 ⑤-2 教職員等に対する子育て支援を強化する。

	⑤－3 女性研究者の育成を推進する。特に、理工系分野での次世代女性研究者の育成を強化する。
2 事務等の効率化・合理化に関する目標 ① 事務等の効率化及び合理化を推進する。	2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 ①－1 事務等の効率化及び合理化に関する基本方針を策定し、それに基づき、様々な視点から事務等の効率化及び合理化を実施する。 ①－2 北海道地区の国立大学と連携し、事務の効率化・合理化のための取組を行う。
Ⅲ 財務内容の改善に関する目標 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標 ① 教育研究基盤等を強化・発展させるため、競争的資金、その他の自己収入を増加させる組織的な取組を行う。	Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 ①－1 競争的資金等の外部研究資金獲得に向けた効果的な組織を整備する。 ①－2 安定した財政基盤の確立のため、自己収入の一層の拡大に向けた取組を行う。 ①－3 北大フロンティア基金の募金目標額50億円の半分程度を目途として、活発な募金活動を展開する。
2 経費の抑制に関する目標 ① 既の実施している経費節減の取組を検証しつつ、さらなる経費節減・合理化に向けた取組を行う。	2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 ①－1 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費を削減する。 ①－2 経費の抑制・節減に関する基本方針を策定し、それに基づき、様々な視点から経費の抑制及び節減を実施する。
3 資産の運用管理の改善に関する目標 ① 資産の適正管理及び有効活用のため、全学の資産を一元的に管理・運用する組織的な取組を行う。	3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 ①－1 資産の適正管理及び有効活用に向けた効果的な組織整備を行う。 ①－2 資産の総点検を行い、資産運用計画の策定を行う。
Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 1 評価の充実に関する目標 ① 自己点検・評価の実施、学外者によるそれらの検証等を効果的かつ効率的に行うとともに、評価結果を教育研究活動及び大学運営の改善等に結びつける組織的なマネジメントサイクルを充実させる。	Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 ①－1 各教育研究組織における自己点検・評価、学外者によるそれらの検証、第三者評価の結果を教育研究等の質の向上・改善に結びつけるため、全学的フォローアップシステムを確立する。 ①－2 各総長室、教育研究組織等による効果的・効率的な自己点検・評価の実施及び学外者によるそれらの検証のために、全学的な支援を行う。

<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <p>① 情報公開や情報発信等を推進するため、広報機能をさらに強化する。</p>	<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 広報室の下に戦略的広報チームを設置し、大学広報の統一的ビジョンに基づく広報活動を展開する。</p> <p>①-2 多様なステークホルダーの視点に立った広報活動を展開する。</p> <p>①-3 英語版ホームページの充実等により、国際的な広報活動を強化する。</p>
<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用及び情報環境整備等に関する目標</p> <p>① 世界水準の教育・研究を支える高度なキャンパス整備を推進する。</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用及び情報環境整備等に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 「キャンパスマスタープラン2006」に基づき施設整備を推進する。</p> <p>①-2 パブリックスペース拠点の整備計画を策定する。</p> <p>①-3 「施設マネジメント計画」を策定し、同計画に基づく施設管理を実施する。</p> <p>①-4 外国人研究者・留学生用宿舍の整備を行う。</p> <p>①-5 平成17年度に開始した環境資源バイオサイエンス研究棟改修施設整備等事業をPFI事業として推進する。</p>
<p>② 環境配慮型キャンパスの整備を推進する。</p>	<p>②-1 環境に配慮したキャンパスを実現するため、「エコキャンパス基本計画」及び「エコキャンパス行動計画」を策定し、施設整備等を推進する。</p> <p>②-2 キャンパス全体を対象とする総合環境性能評価システムを構築し、運用する。</p>
<p>③ 全学的な視野から、統一された情報環境を整備するとともに、情報セキュリティを強化する。</p>	<p>③-1 情報環境整備を計画的かつ統一的に実施するため、行動計画を策定し、全学の情報システムの最適化を推進する。</p> <p>③-2 世界水準の教育・研究を推進するために必要となる共同利用計算機システム等の学術情報基盤を整備する。</p> <p>③-3 キャンパス情報ネットワークの管理・運用を高度化、集約化するとともに、情報セキュリティ基盤の強化に関し必要な措置を講ずる。</p> <p>③-4 電子認証基盤の計画的な整備を推進する。</p>
<p>2 安全管理に関する目標</p> <p>① 災害・事故等に関するリスクマネジメントを推進する。</p>	<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 第一期中期目標期間に整備した全学的な危機管理体制をより充実させ、効果的なリスクマネジメントを行う。</p>
<p>② 学生・教職員の安全の確保並びに健康障害の防止及び健康の保持増進を推進する。</p>	<p>②-1 全学的視点から安全・衛生に関する企画、立案及び監督等を統括して実施する体制を整備する。</p>
<p>3 法令遵守に関する目標</p> <p>① 業務運営の適正な執行のため、法令等の遵守を確保す</p>	<p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 法令等の遵守の観点から、内部統制を強化するとともに、教職員の意識の啓発</p>

る。

に関し必要な措置を講ずる。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

96億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

- ・ 登別教育研究センターの土地及び建物（北海道登別市登別東町3丁目20番1）を譲渡する。
- ・ 低温科学研究所附属旧紋別流水研究施設及び旧紋別流水研究施設第二宿舎の土地及び建物（北海道紋別市南ヶ丘6丁目4番1，5番1，5番4，5番5）を譲渡する。
- ・ 低温科学研究所附属旧紋別流水研究施設艇庫の土地及び建物（北海道紋別市港町6丁目2番6）を譲渡する。
- ・ 北方生物圏フィールド科学センター水圏ステーション室蘭臨海実験所宿舎の土地及び建物（北海道室蘭市東町5丁目25番20）を譲渡する。
- ・ 北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション北管理部天塩研究林の土地の一部（北海道天塩郡幌延町 12，600㎡）を譲渡する。
- ・ 北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション北管理部中川研究林の土地の一部（北海道中川郡音威子府村・中川町 257，000㎡）を譲渡する。
- ・ 北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション北管理部雨龍研究林の土地の一部（北海道雨竜郡幌加内町 860㎡）を譲渡する。
- ・ 北方生物圏フィールド科学センター耕地圏ステーション静内研究牧場の土地の一部（北海道日高郡新ひだか町 20，000㎡）を譲渡する。
- ・ 北方生物圏フィールド科学センター水圏ステーション室蘭臨海実験所の土地及び建物（北海道室蘭市母恋南町1丁目74番2，母恋北町3丁目68番152）を譲渡する。
- ・ 水産学部附属練習船1隻（北海道函館市 おしよろ丸 1，396トン）を譲渡

する。

- ・ 北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション北管理部天塩研究林の土地の一部（北海道天塩郡幌延町 2, 038㎡）を譲渡する。

2. 重要な財産を担保に供する計画

- ・ 大学病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、大学病院の敷地及び建物について、担保に供する。

Ⅸ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・ 附属図書館新営	総額 4, 264	施設整備費補助金 (3, 586)
・ 附属図書館改修		船舶建造費補助金 (0)
・ 環境資源バイオサイエンス 研究棟改修（PFI事業）		長期借入金 (0)
・ 小規模改修		国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (678)

（注1）施設・設備の内容・金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注2）小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

組織の活性化を促進し、教育研究及び大学運営を向上させるため、次の方策を講ずる。

- ・ 外国人教員及び女性教員の採用を促進するための方策を強化する。

- ・ 教職員の業績評価を適切に実施し、評価結果を処遇に適正に反映させる。
- ・ 事務職員の能力及び資質を向上させるため、SDを充実させる。
- ・ 全学的視点からの技術支援システムを強化する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 236,957百万円(退職手当は除く。)

3. 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

環境資源バイオサイエンス研究棟改修施設整備等事業

- ・ 事業総額：6,115百万円
- ・ 事業期間：平成16年～30年度(15年間)

(単位：百万円)

財源	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備費 補助金		366	366	366	366	366	366	2,195	1,097	3,292
運営費 交付金		151	143	135	127	119	111	785	283	1,068

(注) 金額はPFI事業契約に基づき計算されたものであるが、PFI事業の進展、実施状況及び経済情勢・経済環境の変化等により所要額の変更も想定されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

(長期借入金)

(単位：百万円)

財源	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金 (国立大学)		2,401	2,359	2,242	2,094	1,991	1,846	12,933	5,878	18,811

財務・経営 センター)								
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

4. 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

- ① 南新川国際交流会館2号館(仮称)新営事業
- ② 植物園標本資料等収蔵庫新営事業
- ③ 生物機能分子研究開発プラットフォーム事業
- ④ 附属図書館改修に伴う自動化書庫の整備事業
- ⑤ 畜産製造実習施設移転新営事業
- ⑥ 工学研究科Q棟改修事業
- ⑦ インフォメーションセンターの整備
- ⑧ その他教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

中 期 目 標

中 期 計 画

別表 1 (学部、研究科等)

学 部	文学部 教育学部 法学部 経済学部 理学部 医学部 歯学部 薬学部 工学部 農学部 獣医学部 水産学部
研 究 科 等	文学研究科 法学研究科 経済学研究科 医学研究科 歯学研究科 獣医学研究科 情報科学研究科 水産科学院 環境科学院 理学院 農学院 生命科学院 教育学院 国際広報メディア・観光学院 保健科学院 工学院 総合化学院

別表 (収容定員)

平 成 22 年 度	文学部 760人 教育学部 220人 法学部 850人 経済学部 760人 理学部 1,200人 医学部 1,372人 (うち医師養成に係る分野 612人) 歯学部 360人 (歯科医師養成に係る分野) 薬学部 350人 工学部 2,700人 農学部 860人 獣医学部 240人 (獣医師養成に係る分野) 水産学部 860人
22 年 度	文学研究科 404人 (うち修士課程 236人、博士後期課程 168人) 法学研究科 365人 (うち修士課程 40人、博士後期課程 45人、専門職学位課程 280人) 経済学研究科 145人 (うち修士課程 60人、博士後期課程 45人、専門職学位課程 40人) 医学研究科 460人 (うち修士課程 60人、博士課程 400人) 歯学研究科 168人 (博士課程) 獣医学研究科 96人 (博士課程)

別表2 (共同利用・共同研究拠点、教育関係共同利用拠点)

【共同利用・共同研究拠点】

低温科学研究所
 電子科学研究所
 遺伝子病制御研究所
 触媒化学研究センター
 スラブ・ユーラシア研究センター
 情報基盤センター
 人獣共通感染症リサーチセンター

【教育関係共同利用拠点】

亜寒帯海域における洋上教育のための共同利用
 拠点 (水産学部附属練習船おしよろ丸)
 フィールドを使った森林環境と生態系保全に関
 する実践的教育共同利用拠点 (北方生物圏フィ
 ールド科学センター森林圏ステーション)
 寒流域における海洋生物・生態系の統合的教育
 共同利用拠点 (北方生物圏フィールド科学セン
 ター水圏ステーション (厚岸臨海実験所, 室蘭
 臨海実験所))

平成22年度	情報科学研究科	480人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	〔354人 126人〕
	水産科学院	285人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	〔180人 105人〕
	環境科学院	511人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	〔320人 191人〕
	理学院	558人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	〔332人 226人〕
	農学院	450人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	〔300人 150人〕
	生命科学院	401人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	〔267人 134人〕
	教育学院	153人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	〔90人 63人〕
	国際広報メディア・ 観光学院	135人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	〔84人 51人〕
	保健科学院	60人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	〔52人 8人〕
	工学院	905人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	〔666人 239人〕
総合化学院	167人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	〔129人 38人〕	
公共政策学教育部	60人	(専門職学位課程)		

平成	文学部	760人	
	教育学部	220人	
	法学部	850人	
	経済学部	760人	
	理学部	1,200人	
	医学部	1,384人	(うち医師養成に係る分野 624人)
	歯学部	353人	(歯科医師養成に係る分野)
	薬学部	380人	
	工学部	2,700人	
	農学部	860人	
	獣医学部	240人	(獣医師養成に係る分野)
水産学部	860人		
23年	文学研究科	395人	(うち修士課程 236人 博士後期課程 159人)
	法学研究科	345人	(うち修士課程 40人 博士後期課程 45人 専門職学位課程 260人)
	経済学研究科	145人	(うち修士課程 60人 博士後期課程 45人 専門職学位課程 40人)
	医学研究科	460人	(うち修士課程 60人 博士課程 400人)
	歯学研究科	168人	(博士課程)
	獣医学研究科	96人	(博士課程)
	情報科学研究科	480人	(うち修士課程 354人 博士後期課程 126人)
	水産科学院	285人	(うち修士課程 180人)
度			

平成23年度	環境科学院	508人	(博士後期課程 105人)
	理学院	455人	(うち修士課程 318人 博士後期課程 190人)
	農学院	450人	(うち修士課程 300人 博士後期課程 150人)
	生命科学院	406人	(うち修士課程 264人 博士後期課程 142人)
	教育学院	153人	(うち修士課程 90人 博士後期課程 63人)
	国際広報メディア・ 観光学院	135人	(うち修士課程 84人 博士後期課程 51人)
	保健科学院	68人	(うち修士課程 52人 博士後期課程 16人)
	工学院	875人	(うち修士課程 652人 博士後期課程 223人)
	総合化学院	334人	(うち修士課程 258人 博士後期課程 76人)
	公共政策学教育部	60人	(専門職学位課程)
	文学部	760人	
	教育学部	220人	
	法学部	850人	
	経済学部	760人	
	理学部	1,200人	

平成24年度	医学部	1, 396人	(うち医師養成に係る分野 636人)
	歯学部	346人	(歯科医師養成に係る分野)
	薬学部	380人	
	工学部	2, 700人	
	農学部	860人	
	獣医学部	240人	(獣医師養成に係る分野)
	水産学部	860人	
	文学研究科	343人	(うち修士課程 208人 博士後期課程 135人)
	法学研究科	325人	(うち修士課程 40人 博士後期課程 45人 専門職学位課程 240人)
	経済学研究科	145人	(うち修士課程 60人 博士後期課程 45人 専門職学位課程 40人)
	医学研究科	460人	(うち修士課程 60人 博士課程 400人)
	歯学研究科	168人	(博士課程)
	獣医学研究科	96人	(博士課程)
	情報科学研究科	480人	(うち修士課程 354人 博士後期課程 126人)
	水産科学院	285人	(うち修士課程 180人 博士後期課程 105人)
	環境科学院	507人	(うち修士課程 318人 博士後期課程 189人)
	理学院	426人	(うち修士課程 258人)

平成 24 年 度			(博士後期課程 168人)
	農学院	450人	(うち修士課程 300人 博士後期課程 150人)
	生命科学院	414人	(うち修士課程 264人 博士後期課程 146人 博士課程 4人)
	教育学院	153人	(うち修士課程 90人 博士後期課程 63人)
	国際広報メディア・ 観光学院	135人	(うち修士課程 84人 博士後期課程 51人)
	保健科学院	76人	(うち修士課程 52人 博士後期課程 24人)
	工学院	859人	(うち修士課程 652人 博士後期課程 207人)
	総合化学院	372人	(うち修士課程 258人 博士後期課程 114人)
	公共政策学教育部	60人	(専門職学位課程)
平成 25 年 度	文学部	760人	
	教育学部	220人	
	法学部	850人	
	経済学部	760人	
	理学部	1,200人	
	医学部	1,408人	(うち医師養成に係る分野 648人)
	歯学部	339人	(歯科医師養成に係る分野)
	薬学部	380人	
	工学部	2,700人	
	農学部	860人	

	獣医学部	240人	(獣医師養成に係る分野)
	水産学部	860人	
平成25年度	文学研究科	300人	〔 うち修士課程 180人 博士後期課程 120人 〕
	法学研究科	325人	〔 うち修士課程 40人 博士後期課程 45人 専門職学位課程 240人 〕
	経済学研究科	145人	〔 うち修士課程 60人 博士後期課程 45人 専門職学位課程 40人 〕
	医学研究科	460人	〔 うち修士課程 60人 博士課程 400人 〕
	歯学研究科	168人	(博士課程)
	獣医学研究科	96人	(博士課程)
	情報科学研究科	480人	〔 うち修士課程 354人 博士後期課程 126人 〕
	水産科学院	285人	〔 うち修士課程 180人 博士後期課程 105人 〕
	環境科学院	507人	〔 うち修士課程 318人 博士後期課程 189人 〕
	理学院	426人	〔 うち修士課程 258人 博士後期課程 168人 〕
農学院	450人	〔 うち修士課程 300人 博士後期課程 150人 〕	

平成25年度	生命科学学院	414人	〔うち修士課程 博士後期課程 博士課程〕	〔264人 142人 8人〕
	教育学院	153人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	〔90人 63人〕
	国際広報メディア・ 観光学院	135人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	〔84人 51人〕
	保健科学院	76人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	〔52人 24人〕
	工学院	859人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	〔652人 207人〕
	総合化学院	372人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	〔258人 114人〕
	公共政策学教育部	60人	(専門職学位課程)	
平成26年度	文学部	760人		
	教育学部	220人		
	法学部	850人		
	経済学部	760人		
	理学部	1,200人		
	医学部	1,420人	(うち医師養成に係る分野	660人)
	歯学部	332人	(歯科医師養成に係る分野)	
	薬学部	380人		
	工学部	2,700人		
	農学部	860人		
	獣医学部	240人	(獣医師養成に係る分野)	
	水産学部	860人		
度	文学研究科	285人	〔うち修士課程 博士後期課程〕	〔180人 105人〕

平成26年度	法学研究科	325人	<ul style="list-style-type: none"> うち修士課程 40人 博士後期課程 45人 専門職学位課程 240人
	経済学研究科	145人	<ul style="list-style-type: none"> うち修士課程 60人 博士後期課程 45人 専門職学位課程 40人
	医学研究科	460人	<ul style="list-style-type: none"> うち修士課程 60人 博士課程 400人
	歯学研究科	168人	(博士課程)
	獣医学研究科	96人	(博士課程)
	情報科学研究科	480人	<ul style="list-style-type: none"> うち修士課程 354人 博士後期課程 126人
	水産科学院	285人	<ul style="list-style-type: none"> うち修士課程 180人 博士後期課程 105人
	環境科学院	507人	<ul style="list-style-type: none"> うち修士課程 318人 博士後期課程 189人
	理学院	426人	<ul style="list-style-type: none"> うち修士課程 258人 博士後期課程 168人
	農学院	450人	<ul style="list-style-type: none"> うち修士課程 300人 博士後期課程 150人
	生命科学学院	414人	<ul style="list-style-type: none"> うち修士課程 264人 博士後期課程 138人 博士課程 12人

平成 26 年 度	教育学院	1 5 3 人	〔 うち修士課程 9 0 人 博士後期課程 6 3 人 〕
	国際広報メディア・ 観光学院	1 3 5 人	〔 うち修士課程 8 4 人 博士後期課程 5 1 人 〕
	保健科学院	7 6 人	〔 うち修士課程 5 2 人 博士後期課程 2 4 人 〕
	工学院	8 5 9 人	〔 うち修士課程 6 5 2 人 博士後期課程 2 0 7 人 〕
	総合化学院	3 7 2 人	〔 うち修士課程 2 5 8 人 博士後期課程 1 1 4 人 〕
	公共政策学教育部	6 0 人	(専門職学位課程)
平 成 27 年 度	文 学 部	7 6 0 人	
	教育学部	2 2 0 人	
	法 学 部	8 5 0 人	
	経済学部	7 6 0 人	
	理 学 部	1, 2 0 0 人	
	医 学 部	1, 4 2 7 人	(うち医師養成に係る分野 6 6 7 人)
	歯 学 部	3 2 5 人	(歯科医師養成に係る分野)
	薬 学 部	3 8 0 人	
	工 学 部	2, 7 0 0 人	
	農 学 部	8 6 0 人	
	獣医学部	2 4 0 人	(獣医師養成に係る分野)
水産学部	8 6 0 人		
年 度	文学研究科	2 8 5 人	〔 うち修士課程 1 8 0 人 博士後期課程 1 0 5 人 〕
	法学研究科	3 2 5 人	〔 うち修士課程 4 0 人 博士後期課程 4 5 人 専門職学位課程 2 4 0 人 〕

平成27年度	経済学研究科	1 4 5 人	<ul style="list-style-type: none"> 〔 うち修士課程 6 0 人 博士後期課程 4 5 人 専門職学位課程 4 0 人
	医学研究科	4 6 0 人	<ul style="list-style-type: none"> 〔 うち修士課程 6 0 人 博士課程 4 0 0 人
	歯学研究科	1 6 8 人	(博士課程)
	獣医学研究科	9 6 人	(博士課程)
	情報科学研究科	4 8 0 人	<ul style="list-style-type: none"> 〔 うち修士課程 3 5 4 人 博士後期課程 1 2 6 人
	水産科学院	2 8 5 人	<ul style="list-style-type: none"> 〔 うち修士課程 1 8 0 人 博士後期課程 1 0 5 人
	環境科学院	5 0 7 人	<ul style="list-style-type: none"> 〔 うち修士課程 3 1 8 人 博士後期課程 1 8 9 人
	理学院	4 2 6 人	<ul style="list-style-type: none"> 〔 うち修士課程 2 5 8 人 博士後期課程 1 6 8 人
	農学院	4 5 0 人	<ul style="list-style-type: none"> 〔 うち修士課程 3 0 0 人 博士後期課程 1 5 0 人
	生命科学院	4 1 8 人	<ul style="list-style-type: none"> 〔 うち修士課程 2 6 4 人 博士後期課程 1 3 8 人 博士課程 1 6 人
教育学院	1 5 3 人	<ul style="list-style-type: none"> 〔 うち修士課程 9 0 人 博士後期課程 6 3 人 	
国際広報メディア・	1 3 5 人	〔 うち修士課程 8 4 人 〕	

平成 27 年 度	観光学院		〔 博士後期課程 51人 〕
	保健科学院	76人	〔 うち修士課程 52人 博士後期課程 24人 〕
	工学院	859人	〔 うち修士課程 652人 博士後期課程 207人 〕
	総合化学院	372人	〔 うち修士課程 258人 博士後期課程 114人 〕
	公共政策学教育部	60人	(専門職学位課程)

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成22年度～平成27年度 予算

大学等名 北海道大学

		(単位：百万円)	
区 分	金 額		
収入			
		(223, 538)	(暫定)
運営費交付金		229, 892	
施設整備費補助金		3, 586	
船舶建造費補助金		0	
国立大学財務・経営センター施設費交付金		678	
自己収入		203, 846	
授業料及び入学料検定料収入		61, 311	
附属病院収入		137, 943	
財産処分収入		0	
雑収入		4, 592	
産学連携等研究収入及び寄附金収入等		67, 335	
長期借入金収入		0	
		(498, 983)	(暫定)
計		505, 337	
支出			
		(408, 635)	(暫定)
業務費		414, 989	
		(289, 441)	(暫定)
教育研究経費		295, 795	
診療経費		119, 194	
施設整備費		4, 264	
船舶建造費		0	
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等		67, 335	
長期借入金償還金		18, 749	
		(498, 983)	(暫定)
計		505, 337	

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 236, 957百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人北海道大学役員退職手当規程、国立大学法人北海道大学職員退職手当規程及び国立大学法人北海道大学特任教員及び契約職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

- 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与相当額及び教育研究経費相当額。
- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度における F (y)。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員 (①にかかる者を除く。) の人件費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。
 - ・ 附置研究所及び附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員 (役員を含む) の人件費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

[一般運営費交付金対象収入]

- ③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。(平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。)
- ④「その他収入」：検定料収入、入学料収入(入学定員超過分等)、授業料収入(収容定員超過分等)及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

- ⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

IV [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。J (y - 1) は直前の事業年度における J (y)。
- ⑧「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

- ⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。L (y - 1) は直前の事業年度における L (y)。

$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y) + D(y)$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) F(y) = \{ F(y-1) \times \alpha \text{ (係数)} \} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

E (y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

F (y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

- G (y) : 基準学生納付金収入 (③) 、その他収入 (④) を対象。
- S (y) : 政策課題等対応補正額。
新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。
- T (y) : 教育研究組織調整額。
学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。
- U (y) : 施設面積調整額。
施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B (y) = H (y)}$$

H (y) : 特別経費 (⑤) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{C (y) = I (y)}$$

I (y) : 特種要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

4. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{D (y) = \{ J (y) + K (y) \} - L (y)}$$

- (1) $J (y) = J (y - 1) \pm V (y)$
 (2) $K (y) = K (y)$
 (3) $L (y) = L (y - 1) \pm W (y)$

-
- J (y) : 一般診療経費 (⑦) を対象。
 K (y) : 債務償還経費 (⑧) を対象。
 L (y) : 附属病院収入 (⑨) を対象。
 V (y) : 一般診療経費調整額。
直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。
 W (y) : 附属病院収入調整額。
直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

α （アルファ）：大学改革促進係数。（暫定）

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で $\Delta 1.4\%$ とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β （ベータ）：教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金及び国立大学財務・経営センター施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成22年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」、「施設面積調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成22年度～平成27年度 収支計画

大学等名 北海道大学

(単位：百万円)

区 分	金 額	
	(483, 747)	(暫定)
費用の部	490, 101	
経常費用	(483, 747)	(暫定)
業務費	490, 101	
教育研究経費	(430, 136)	(暫定)
診療経費	67, 582	
受託研究費等	62, 598	
役員人件費	51, 395	
教員人件費	2, 850	
職員人件費	157, 090	
一般管理費	94, 975	
財務費用	16, 157	
雑損	4, 340	
減価償却費	0	
臨時損失	33, 114	
	0	
	(495, 452)	(暫定)
収入の部	501, 806	
経常収益	(495, 452)	(暫定)
運営費交付金収益	501, 806	
授業料収益	(219, 304)	(暫定)
入学金収益	225, 658	
検定料収益	49, 209	
附属病院収益	7, 933	
受託研究等収益	1, 761	
寄附金収益	137, 943	
財務収益	51, 395	
雑益	15, 127	
資産見返負債戻入	745	
臨時利益	3, 846	
純利益	8, 189	
総利益	0	
	11, 705	
	11, 705	

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成22年度～平成27年度 資金計画

大学等名 北海道大学

(単位：百万円)

区 分	金 額	
	(508,396)	(暫定)
資金支出	514,750	
	(463,486)	(暫定)
業務活動による支出	469,840	
投資活動による支出	16,748	
財務活動による支出	18,749	
次期中期目標期間への繰越金	9,413	
	(508,396)	(暫定)
資金収入	514,750	
	(494,719)	(暫定)
業務活動による収入	501,073	
	(223,538)	(暫定)
運営費交付金による収入	229,892	
授業料及び入学料検定料による収入	61,311	
附属病院収入	137,943	
受託研究等収入	51,395	
寄附金収入	15,809	
その他の収入	4,723	
投資活動による収入	4,264	
施設費による収入	4,264	
その他の収入	0	
財務活動による収入	0	
前中期目標期間よりの繰越金	9,413	

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。